

掛川市条例第69号

掛川市大東体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市大東体育施設条例の一部を改正する条例

掛川市大東体育施設条例（平成17年掛川市条例第172号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																		
<p>(設置) 第2条 (略) 2 体育施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">掛川市大東体育館</td> <td style="text-align: center;">掛川市三俣620番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">掛川市大東総合運動場</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">掛川市大東北運動場</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>体育施設のうち、掛川市大東体育館については、当分の間、第4条、第11条及び第12条の規定は、適用しない。この場合において、第5条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。</u></p>	名 称	位 置	掛川市大東体育館	掛川市三俣620番地	掛川市大東総合運動場	(略)	掛川市大東北運動場	(略)	掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場	(略)	<p>(設置) 第2条 (略) 2 体育施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">掛川市大東総合運動場</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">掛川市大東北運動場</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p>	名 称	位 置	掛川市大東総合運動場	(略)	掛川市大東北運動場	(略)	掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場	(略)
名 称	位 置																		
掛川市大東体育館	掛川市三俣620番地																		
掛川市大東総合運動場	(略)																		
掛川市大東北運動場	(略)																		
掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場	(略)																		
名 称	位 置																		
掛川市大東総合運動場	(略)																		
掛川市大東北運動場	(略)																		
掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場	(略)																		

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 大東総合運動場利用料金

区 分			使 用 時 間	金 額	
				市 内	市 外
野球場			午前6時から午前8時30分まで	920円	1,850円
			午前8時30分から午後1時まで	1,850円	3,700円
			午後1時から午後5時まで	1,850円	3,700円
			午後5時から午後9時30分まで	1,850円	3,700円
多目的広場			午前6時から午前8時30分まで	820円	1,640円
			午前8時30分から午後1時まで	1,640円	3,290円
			午後1時から午後5時まで	1,640円	3,290円
			午後5時から午後7時まで	820円	1,640円
テニスコート（1面）			午前6時30分から午前8時30分まで	610円	1,230円
			午前8時30分から午前10時30分まで	610円	1,230円
			午前10時30分から午後零時30分まで	610円	1,230円
			午後1時から午後3時まで	610円	1,230円
			午後3時から午後5時まで	610円	1,230円
			午後5時から午後7時まで	610円	1,230円
			午後7時から午後9時30分まで	720円	1,440円
グラウンドゴルフ場	全面	専用利用	午前9時から午後零時まで	1,020円	
			午後1時から午後4時まで	1,020円	
		個人利用	午前9時から午後零時まで	6人ごとに200円	
			午後1時から午後4時まで	6人ごとに200円	
	半面	専用利用	午前9時から午後零時まで	510円	
			午後1時から午後4時まで	510円	
		個人利用	午前9時から午後零時まで	6人ごとに100円	
			午後1時から午後4時まで	6人ごとに100円	
プール	専用使用	高校生以上	30人以下	午前6時45分から午前8時45分まで	16,250円
				午後4時15分から午後6時15分まで	16,250円

		30人超え 50人以下	午前6時45分から午前8時45分まで	21,600円	
			午後4時15分から午後6時15分まで	21,600円	
		50人超え	午前6時45分から午前8時45分まで	32,400円	
			午後4時15分から午後6時15分まで	32,400円	
		中学生 以下	30人以下	午前6時45分から午前8時45分まで	8,120円
				午後4時15分から午後6時15分まで	8,120円
	30人超え 50人以下		午前6時45分から午前8時45分まで	10,800円	
			午後4時15分から午後6時15分まで	10,800円	
	50人超え	午前6時45分から午前8時45分まで	16,250円		
		午後4時15分から午後6時15分まで	16,250円		
	個人 使用	一般	午前9時から正午まで	300円	
			午後1時から午後4時まで	300円	
小・中学生		午前9時から正午まで	200円		
		午後1時から午後4時まで	200円		
3歳以上		午前9時から正午まで	100円		
		午後1時から午後4時まで	100円		

備考 多目的広場の一部を使用する場合における利用料金の額は、使用面積が多目的広場の面積の2分の1以下のときは、所定の利用料金の額の2分の1に相当する額とする。

2 大東北運動場利用料金

区 分	使 用 時 間	金 額	
		市 内	市 外
多目的広場	午前6時から午前8時30分まで	720円	1,440円
	午前8時30分から午後1時まで	1,440円	2,880円
	午後1時から午後5時まで	1,440円	2,880円
	午後5時から午後7時まで	720円	1,440円
テニスコート（1面）	午前6時30分から午前8時30分まで	610円	1,230円
	午前8時30分から午前10時30分まで	610円	1,230円
	午前10時30分から午後零時30分まで	610円	1,230円

	午後 1 時から午後 3 時まで	610円	1,230円
	午後 3 時から午後 5 時まで	610円	1,230円
	午後 5 時から午後 7 時まで	610円	1,230円
	午後 7 時から午後 9 時30分まで	720円	1,440円

3 大東ビーチスポーツ公園運動場利用料金

区 分	使 用 時 間	単 位	金 額	
			市 内	市 外
ビーチバレーコート	午前 6 時から午前 9 時まで	1 面	300円	610円
	午前 9 時から午後 1 時まで	1 面	410円	820円
	午後 1 時から午後 5 時まで	1 面	410円	820円

4 附帯設備等利用料金

区 分	種 類		単 位	金 額
大東総合運動場	照明施設	野球場	30分	2,160円
		テニスコート	30分	200円
大東北運動場	照明施設（テニスコート）		30分	200円
ビーチスポーツ公園運動場	バレー用具		1 対	100円
	サッカーゴール		1 対	200円

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市大東体育施設条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲で行うことができる。